

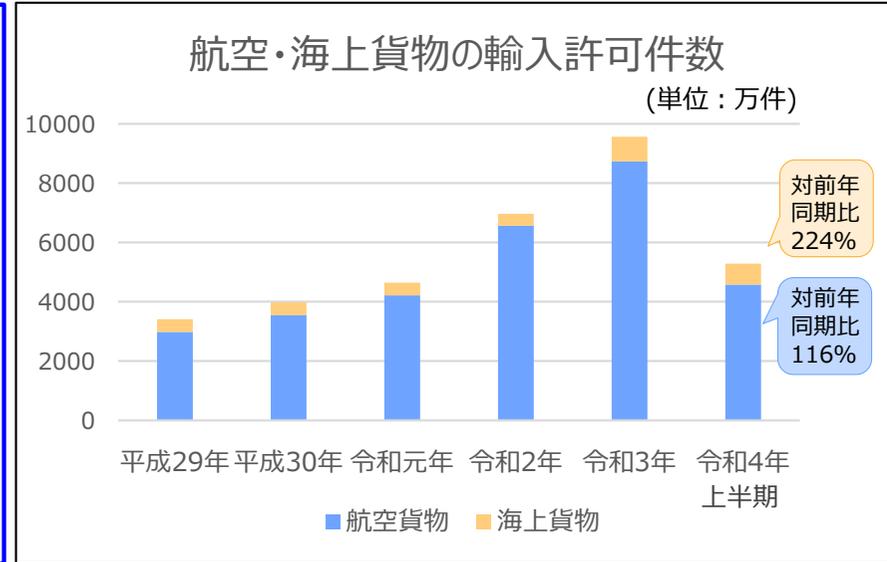
急増する輸入貨物への対応

令和 4 年 1 1 月 2 4 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

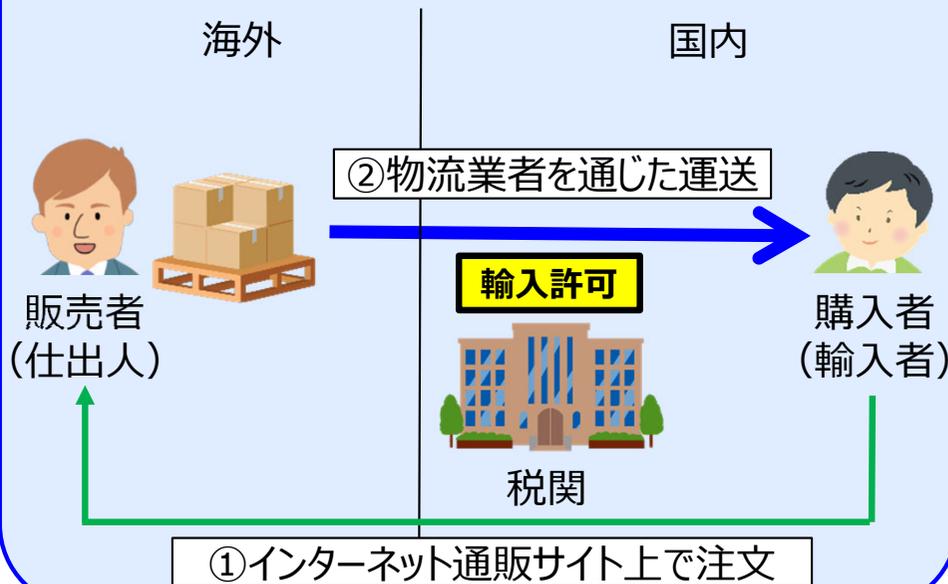
急増する輸入貨物への対応（背景①）

背景

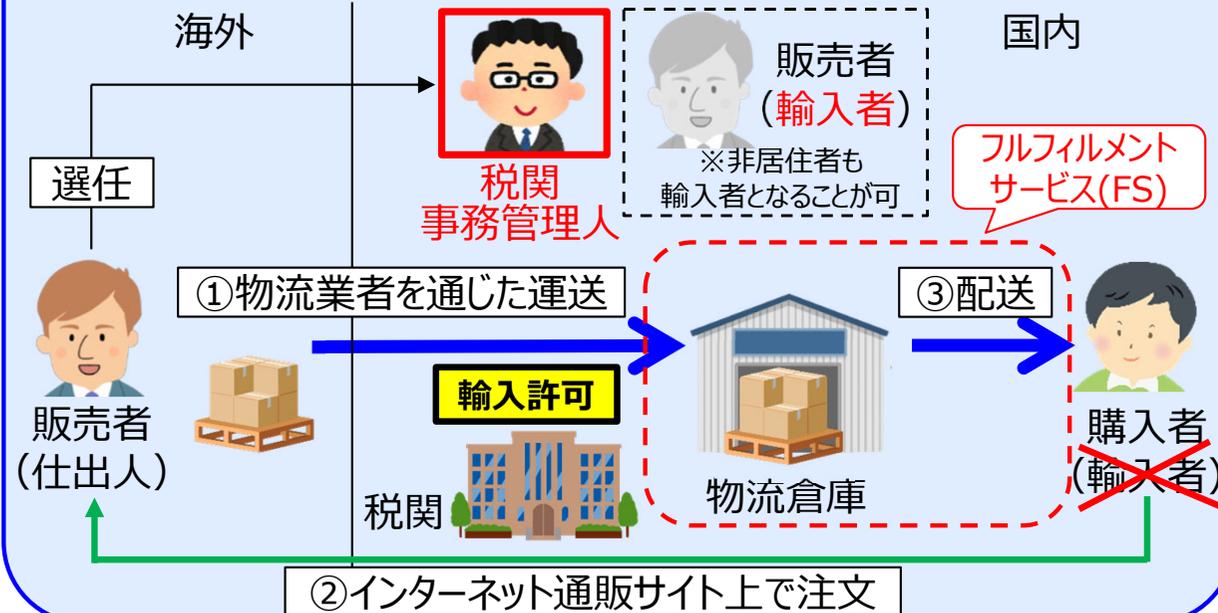
- 輸入申告件数は年々増加。越境の電子商取引（EC）の利用拡大に伴うもの。
- 航空貨物は、通販貨物の取扱件数が急増。フルフィルメントサービス（FS：電子商取引における倉庫保管・配送等を代行するサービス）を利用した貨物の輸入も目立つ。
- 海上貨物は、近隣アジア諸国からの通販貨物が増加。



通販貨物： インターネット通販サイトを通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物



FS利用貨物： ECプラットフォーム事業者(※)等が提供するフルフィルメントサービス（倉庫保管、配送等のサービス）を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物
(※)インターネット上で商取引の場を提供する事業者



急増する輸入貨物への対応（背景②）

<輸入貨物の類型>

通販貨物 (B to C)	インターネット通販サイトを通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物
FS利用貨物 (B to B to C)	フルフィルメントサービス（FS）を利用する貨物
その他 (従来貨物)	(B to B) 事業者間の輸入取引により輸入される貨物
	(C to C) 個人から個人に向けて配送される貨物

背景

- 航空貨物等による不正薬物や知的財産侵害物品の密輸が多数摘発。
- FS利用貨物については、
 - 非居住者が輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用する、いわゆるなりすましにより輸入を行う事案が発生。
 - 輸入の時点では売買が成立しておらず取引価格が存在していない中で、インボイスに記載した不当に低い価格で輸入申告し、関税等をほ脱する事案が顕在化。

- 輸入貨物が急増する中、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税の実現のため、通販貨物、FS利用貨物といった「輸入貨物の類型」を考慮したリスク管理等が可能となるよう、制度の見直しが急務。

改正検討項目①：輸入申告項目の追加

現行制度の概要

- 貨物を輸入しようとする者は、必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

- 【現行の輸入申告項目（政令上明記されているもの）】
- ✓ 貨物の品名、数量及び価格
 - ✓ 貨物の原産地及び積出地、仕出人の住所及び氏名
 - ✓ 貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称
 - ✓ 貨物の蔵置場所 等

改正の必要性

- 現行の輸入申告項目では、通販貨物やFS利用貨物であることが把握できず、税関が審査・検査を行うべきハイリスク貨物の絞り込みに限界。

⇒ 通販貨物やFS利用貨物を、申告情報（FS利用貨物は輸入後の配送先）から特定し、これらの貨物を含む「輸入貨物の類型」を考慮したリスク管理に基づくメリハリのある審査・検査を実施する必要。

- 非居住者である輸入者が、いわゆる「なりすまし」により不適切な輸入を行っている場合等がある。

⇒ 取引の実態を把握している者が「輸入者」として確実に申告されることが適当。「輸入者」を偽って輸入する行為が虚偽申告輸入罪の対象となれば、こうした不適切な輸入に対する防圧効果も見込まれる。

改正の方向性

- 輸入申告項目に以下を追加。
 - ・「通販貨物に該当するか否か」（ECプラットフォーム（※）を利用して販売した通販貨物の場合は、「ECプラットフォームの名称」を含む。）
 - ・「国内配送先」（※）インターネット上の商取引の場合

- 現在、輸入申告書の様式で記載を求めている「輸入者の住所及び氏名」を政令上の輸入申告項目に追加。

改正検討項目②：税関事務管理人制度の見直し

現行制度の概要

- 非居住者が自ら輸入者となりFS利用貨物を輸入する場合、輸入申告等の事務を処理させるために、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出る必要。

(※) 税関事務管理人が処理する事務：税関から受領した書類の非居住者への送付、貨物検査への立会い、関税の納付等。

改正の必要性

- ① 非居住者が税関事務管理人を定めず、取引実態を把握していない国内居住者に輸入の代行を依頼する場合や、
- ② 輸入許可後に税関事務管理人が解任されて事後調査時には定められていない場合等に、申告内容や取引詳細が十分に確認できない。

⇒ 税関事務管理人の指定等を通じて、税関が非居住者に連絡できるようにすることで、審査や事後調査の実効性を高めることが必要。

⇒ 適切な者が税関事務管理人として届出され、又は指定できるよう、税関への届出時に、非居住者の事業、委任関係等の情報が提供されることが必要。

改正の方向性

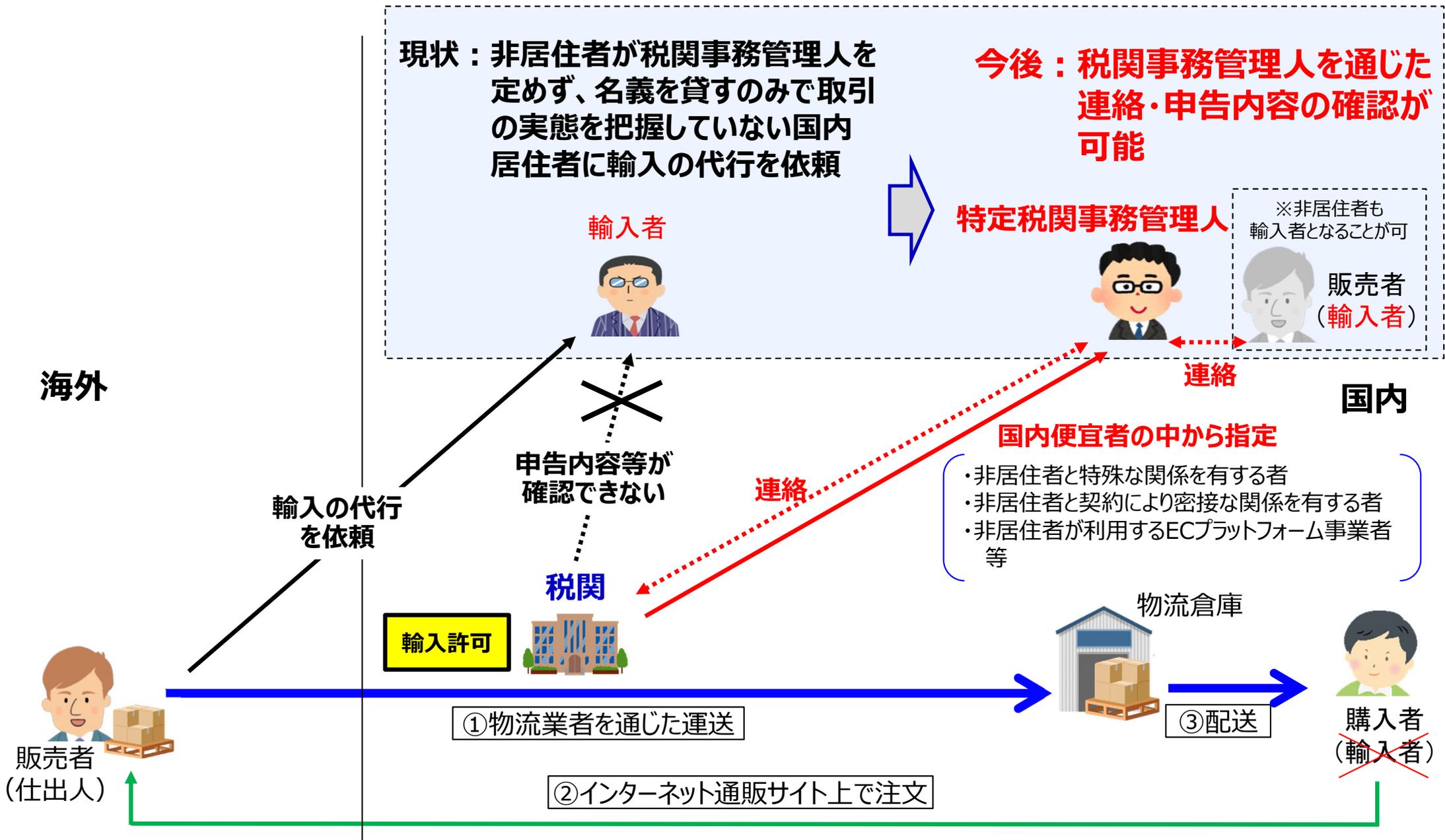
- 税関長が非居住者等に税関事務管理人の選定・届出等を要請し、非居住者が期限までに要請に応じない場合に、税関長が、非居住者の一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することを可能とする等の規定の整備を行う。

(※) 指定された税関事務管理人が処理する事務：
税関と非居住者の間における書類の受領及び送付・提出。

- 税関事務管理人の政令上の届出項目に以下を追加。
 - ・「届出者(非居住者)の事業」
 - ・「届出者(非居住者)と税関事務管理人との関係」 等
- 届出を行う非居住者に対して、税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求める。

【現行の届出項目（政令上明記されているもの）】
✓ 税関事務管理人の住所及び氏名
✓ 税関事務管理人を定めた理由

特定税関事務管理人制度の利用例



(注) 税関事務管理人が解任されている場合も同様。